妻と
別居中だけど、
子どもに会いたい。

借金が
返せなくなった。
取り立てが怖くて、
夜も眠れない。

会社が給料を
払ってくれない。
どうすればいいんだ。

死亡した父の借金を
払いたくありません。
どうすればいいですか。

子どもの養育費の
約束をしたのに
払ってくれない夫に
払わせる方法は
ありますか。

ネットオークションで
詐欺にあいました。
どうしたらいいですか。

法テラスの無料法律相談を受けられる場所一覧

法テラスでは、ナビダイヤルとIP電話を使用しています。

法テラス沖縄
0570-078368

〒900-0023 那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2F

- 相談時間:毎週水・金曜日10:00～12:00／14:00～16:00
- 相談の種類:一般相談(離婚・相続・損害賠償・金銭トラブル・不動産など民事全般)・消費者相談・労働相談
- 「那覇高校前」停留所または「開南」停留所徒歩5～10分

- **登録弁護士、司法書士の事務所における相談**
お近くの法テラス協力事務所(弁護士、司法書士)で無料法律相談が受けられる制度です。

一部の相談場所では、Webで予約をとることができます。
詳細は、右の2次元コードよりご確認ください。

令和8年4月発行

日本司法支援センター

法テラス

誰に相談したらいい?
弁護士、司法書士の費用が心配。
こんなこと聞いていいのかな?
犯罪の被害にあってしまった…

まずは法テラスへ。

はじめてご利用される方は
まず法テラス・サポートダイヤルへお電話ください。

0570-078374
(おなやみなし)

※IP電話からは、03-6745-5600
ホームページでは、チャット、メールによるお問合せも24時間受け付けています。

法テラスは、国が設立した公的な法人です。

隣の家から
騒音が聞こえる。
誰に相談したら
いいの。

中古の家を買ったら
雨漏りがひどい。
どうすればいい。

隣の家が
ゴミ屋敷に
なっている。
誰に相談
したらいいの。

職場の上司からの
イジメがますます
ひどくなって
いるんです。

スマホで
無料のゲームを
していたのに
20万円請求
されました。

弁護士に
相談したいけれど、
費用が払えない。

おじいちゃんの物忘れが
最近ひどくなった。
悪い人に
だまされてないか心配。
どうしたらいいの。

大家さんから急に
家賃を値上げすると
言われた。

別れた彼氏から
脅されています。

そんな時は法テラスにご相談ください。

相談の手順

① 電話する

法テラスの利用方法やトラブル解決に役立つ情報を丁寧にご案内します。
お問合せはご本人でなくてもかまいません。
ご家族、ケースワーカー、医師、支援している方、自治体職員の方もどうぞ。

法テラス・サポートダイヤル
0570-078374（おなやみなし）
IP電話からは03-6745-5600
ホームページでは、チャット、メールによるお問合せも24時間受け付けています。

犯罪の被害にあわれた方やそのご家族は専用ダイヤルへ
0120-079714（なくことないよ）
IP電話からは03-6745-5601
ホームページでは、チャット、メールによるお問合せも24時間受け付けています。
（平日：午前9時～午後9時
土曜日：午前9時～午後5時
祝日・年末年始を除く）

② 弁護士・司法書士に相談する※

経済的に余裕のない方には、無料で3回まで相談できる制度があります。「経済的に余裕のない方」にあたるかどうかは収入や預貯金額などで決まります。詳しくは、右ページをご覧ください。
※対面による実施が困難な場合等には、オンライン等による法律相談が受けられる場合があります。
※一部相談場所では、Web上で法律相談の予約を取ることができます。

③ 弁護士・司法書士に依頼する

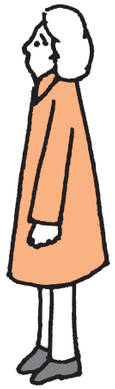

経済的に余裕のない方には、
弁護士費用や司法書士費用等を
立て替える制度があります。
「経済的に余裕のない方」にあたるかどうかは
収入や預貯金額などで決まります。毎月1万円ずつ、
もしくは5千円ずつというように分割でご返済いただきます。
生活保護受給中の方は猶予や免除となる場合があります。
詳しくは、右ページをご覧ください。

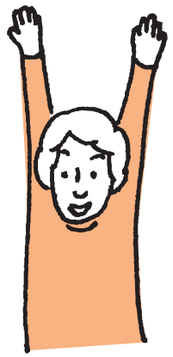

④ 解決に向かう

困ったら、まずはお電話ください。

法テラスHP

無料法律相談
弁護士・司法書士費用等の立替え

申込み
●収入・家族構成（右面・基準A）
●現金・預貯金額（右面・基準B）
をお伺いします。
右面の①及び③いずれも満たしている場合、無料法律相談の予約をお取りします。

無料法律相談
相談の結果、弁護士・司法書士費用等の立替制度（代理援助・書類作成援助）の利用を希望される方には、審査を受けていただきます。

審査
審査では右面の①～③の条件を全て満たす必要があります。審査に必要な書類は
●収入等を証明する書類
（給与明細、課税または非課税証明書、年金通知書、生活保護受給証明書など）
●住民票（本籍・筆頭者・続柄・世帯全員の記載があるもの、マイナンバーの記載は不要）
●事件関係書類
●立替金返済用の口座に関する書類
などです。

援助開始決定
援助開始決定を受けると、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士費用等（着手金・実費等）を決定します。
費用等は法テラスがご本人に代わって弁護士・司法書士に支払い、ご本人には原則として、法テラスに毎月10,000円ずつもしくは5,000円ずつというように分割でお支払いいただきます（無利息）。

事件終了
事件の結果に応じて、審査の上、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士の報酬金及びその支払方法等を決定します。

※生活保護を受給している場合など、申請いただくことで、立替費用の返済の猶予・免除を受けられる場合があります。
※立て替えたお金は原則、事件終了後3年以内にお支払いいただきます。

詳しくは、お近くの法テラスまでお問合せください。

①資力が一定基準以下であること。

夫婦間の紛争の場合を除き、原則としてご本人と配偶者の収入・資産を合算した金額で判断します。
※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。

基準A 収入等が一定基準以下であること。
月収（賞与を含む手取り年収の1/12）の目安は次のとおりです。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
182,000円（200,200円）	251,000円（276,100円）	272,000円（299,200円）	299,000円（328,900円）

※（）内は、東京・大阪などの大都市の基準です。
※家賃・住宅ローンなどを負担している場合には、以下の限度額の範囲内でその全額が上記収入基準額に加算されます。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
41,000円	53,000円	66,000円	71,000円

基準B 保有資産が一定基準以下であること。
資産の基準は以下のとおりです。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
180万円	250万円	270万円	300万円

※相談援助の際は現金・預貯金の合計額ですが、代理援助・書類作成援助の際は不動産（自宅や係争物件を除く）・有価証券なども資産に含みます。

②勝訴の見込みがないとはいえないこと。

和解、調停、示談成立などによる紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。

③民事法律扶助の趣旨に適すること。

報復目的や自己宣伝、権利濫用的な訴訟などは援助できません。また、極端に訴額が少ない訴訟や回収可能性がない場合も費用対効果の観点から援助できません。

着手金・実費等の例【消費税率は10%で計算（税込）】

代理援助

500万円の請求訴訟	255,000円
金銭請求のない離婚訴訟	266,000円
債権者10社の自己破産	155,000円

※事件の終了後、結果に応じて報酬金をご負担いただくことがあります。
※金額及び支払方法は、審査の上、決定します。
※事件の難易等により、上記金額を増額する場合があります。

書類作成援助

訴状作成	42,500円
自己破産申立書等作成（債権者20社まで）	105,000円